

## 船舶事故調査報告書

令和6年5月8日

運輸安全委員会（海事部会）議決

委員長 武田 展 雄

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 早田 久 子

委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	釣り客死亡
<b>発生日時</b>	不明（令和5年4月2日 11時20分ごろ～11時30分ごろの間）（死亡推定時刻は、令和5年4月2日11時30分ごろであった。）
<b>発生場所</b>	秋田県男鹿市加茂漁港西方沖 入道埼灯台から真方位182° 5.7海里（M）付近 （概位 北緯39° 54.6′ 東経139° 41.8′）
<b>船舶事故の概要</b>	遊漁船 毘美丸は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、男鹿市加茂漁港西方沖で遊漁をしながら漂泊中、釣り客1人が落水して死亡した。
<b>事故調査の経過</b>	令和5年4月6日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。 令和5年4月6日～8日現場調査及び口述聴取 令和5年4月12日、18日、28日、5月10日、23日、6月13日、25日、8月23日、29日、9月15日、10月2日、令和6年1月23日口述聴取 令和5年5月2日、12月8日回答書受領 令和6年1月24日口述聴取及び回答書受領 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 毘美丸、4.46トン AT3-6447（漁船登録番号）、個人所有 9.80m（Lr）×2.60m×0.80m、FRP ディーゼル機関、169.2kW、昭和54年6月

第 2 1 1 - 5 8 2 4 号 (船舶検査済票の番号)



写真 1 本船

乗組員等に関する情報

船長 82歳

一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定

免許登録日 昭和60年10月23日

免許証交付日 令和2年10月22日

(令和7年10月22日まで有効)

釣り客A 80歳

釣り客B 82歳

釣り客C 75歳

死傷者等

死亡 1人(釣り客A)

損傷

なし

気象・海象

(1) 気象

- ① 海上保安庁によれば、本事故発生場所の北方約5.7Mに位置する入道埼灯台における本事故当時の観測値は、次のとおりであった。(表1参照)

表1 入道埼灯台における気象観測値

時分	天気	風向	風速(m/s)
10:25	晴れ	北北東	5.0
10:55	晴れ	北	6.0
11:25	晴れ	北北西	6.0
11:55	晴れ	北北西	7.0

- ② 本事故当時、男鹿市には風及び波浪に関する注意報又は警報は発表されていなかった。

(2) 海象

- ① 国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網(ナウファス)に

	<p>よれば、本事故発生場所の北東方約42.8kmに位置する能代港における本事故当時の有義波及び波向は次のとおりであった。</p> <p>能代港</p> <p>11時20分 有義波（波高0.56m、波周期5.0秒） 波向 北北西</p> <p>11時40分 有義波（波高0.56m、波周期4.8秒） 波向 北北西</p> <p>12時00分 有義波（波高0.53m、波周期4.7秒） 波向 北北西</p> <p>② 気象庁ウェブサイトの日別海面水温によれば、4月2日の本事故発生場所の海面水温は、約11℃であった。</p> <p>(3) 乗組員の観測</p> <p>船長の口述によれば、本事故当時は雲が出ており、波高は1.0mぐらいで、風はそれほど強くなかった。</p>
<p>事故の経過</p>	<p>(1) 出港から遊漁開始までの経過</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、主に秋田県在住者の釣りグループが実施する釣り大会の目的で、令和5年4月2日07時00分ごろ、釣り客3人を乗せ、僚船1隻と共に男鹿市戸賀塩戸地区を出港した。</p> <p>本船は、僚船と共に男鹿半島西方沖の海域に向かい、釣り場に到着からは漂泊して遊漁を行い、その後、何度か釣り場を移動しながら遊漁を続けた。</p> <p>船長は、北東風が強まってきたので、波の影響を考慮し、僚船と共に山陰の岸寄りとなる加茂漁港西方沖1.4M付近の釣り場（以下「本事故発生場所」という。）に本船を移動した。</p> <p>本船は、釣果などを踏まえて少しずつ場所を移動しながら、遊漁を続けた。船長は、釣り客A、釣り客B及び釣り客Cに対し、何度目かに仕掛けを降ろすよう声を掛けた後、右舷船尾側に釣り座を構えた釣り客Cを手伝うなどしていた。</p> <p>(2) 釣り客Aの落水に気付くまでの経過と本船の救助模様</p> <p>右舷船首側に釣り座を構えていた釣り客Bは、仕掛けを降ろして5～10分ほど経過したころ、本船の右舷前方約3mの海上に、オレンジ色の救命胴衣を着た人間が、うつ伏せの状態で見えた。振り向いて後ろを見たところ、左舷船首側で釣りをしていたはずの釣り客Aがいなくなっていたので、釣り客Aが落水したと思い、直ちにその旨船長に知らせた。</p> <p>船長は、釣り客Bから釣り客Aが落水した旨を聞き、海上を見たところ、釣り客Aがうつ伏せの状態で見えたので、急いで本船を釣り客Aの風下に移動させ、ボートフックを使用して、左舷船尾部に釣り客Aを引き寄せた。</p>

船長は、釣り客B及び釣り客Cと協力し、3人で釣り客Aを左舷船尾部付近から本船上に引き揚げようとしたが、釣り客Aは意識がなく、ぐったりしており、海面から舷側頂部までが高く、船上に引き揚げることができなかった。また、引き揚げようとしているうちに、釣り客Aの救命胴衣が脱げてしまったので、海中に沈まないよう、釣り客Aの身体を支えるだけの状況となった。(写真2参照)

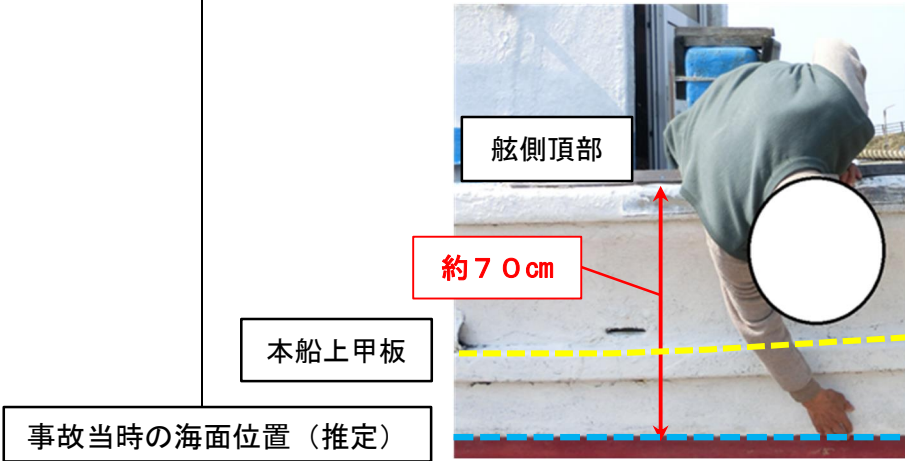


写真2 釣り客Aを支えていた当時の状況を再現

### (3) 僚船等による救助の経過

僚船の船長（以下「僚船船長」という。）は、本船の左舷船尾部に船長及び釣り客2人が集まり、人のようなものを引き揚げようとしているのが見えたので本船に異変が起きたと思い、救助に協力しようと本船に近づいたが、波の影響で本船に横付けすることができなかった。

僚船船長は、本船の船長に対し、釣り客Aが沈んでしまわないようにロープを掛けて保持しておくように言い、知人に電話して、救援と各所への連絡を要請した。

釣り客Aは、救助が行われている間終始意識がない様子であり、本船に寄せて、顔面を海面から揚げ起こしたところ、口から白い小さな泡状の液体があふれて顎から胸まで垂れていた。

12時00分ごろ、僚船船長から救援要請の電話を受けた僚船船長の知人は、知り合いの瀬渡船の船長に船を出してくれるよう依頼し、漁業協同組合の担当者に本事故の発生を連絡した。

僚船船長の知人は、自らも瀬渡船に乗って戸賀港を出港し救援に向かったが、本事故発生場所に着いてもうねりが大きくて本船に近づけなかったため、男鹿市加茂漁港に所属している舷側が低い船外機船を手配した。

僚船船長の知人から救助協力を要請された船外機船の船長は、自身のほか2人を乗せ、12時25分ごろ加茂漁港を出港して本事故発生場所に向かい、船長らが保持していた釣り客Aを3人がかりで

	<p>船外機船の船上に引き揚げた後、加茂漁港に帰港し、救急車に釣り客Aを引き渡した。</p> <p>釣り客Aは、救急車で男鹿市内の病院に搬送されたが、13時39分、死亡が確認された。釣り客Aは県内の病院に運ばれ、司法解剖の結果、直接死因は溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長の経歴、釣り客との関係等に関する情報</p> <p>船長は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）（以下「遊漁船業法」という。）第3条に基づき、自身を遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）として秋田県知事の登録を受けて遊漁船業を営んでいた。</p> <p>船長は、遊漁船業を20年以上営んでおり、釣りのシーズンには、月に5、6回の頻度で遊漁を行っていた。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、本船の常連客であったが、船長は、釣り客Cとは本事故当日に初めて会った。</p> <p>本事故当日、船長の健康状態は良好であった。</p> <p>(2) 落水に関する情報</p> <p>① 本事故当時の船長及び釣り客の乗船位置、本船の動揺等の状況</p> <p>釣り客Aは、左舷船首部で、持参した折り畳み椅子に腰を掛け、船尾方や左舷側を向いた状態で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、釣り場に向かう際は操舵室内で操船し、遊漁中は操舵室後部でリモコンを用いて船位を保持するなどしていた。本事故発生場所に到着し、その後、右舷船尾部で釣り客Cの仕掛けの手伝いなどをしていた。本事故当時の釣り客Cの位置からは、釣り客Aの位置が操舵室により死角となっていたので、船長には釣り客Aの様子は見えなかった。船長は、仕掛けを降ろすよう声を掛けた際に姿を見て以降、釣り客Aの様子は見ていなかった。</p> <p>釣り客Bは、右舷船首部で、持参した椅子に腰を掛け、右舷方を向いた状態で、釣り客Aとは背中合わせで釣りを行っていた。釣り客Aとは、漁場の移動中には会話をしていたが、釣りをしていた時は余り会話をしておらず、釣り客Aの様子を見ていなかった。</p> <p>釣り客Cは、右舷船尾部で、船長から助言を受けながら釣りを行っていた。本事故当時の釣り客Cの位置からは、釣り客Aの様子は見えなかった。（図1及び写真3参照）</p> <p>船長、釣り客B及び釣り客Cは、いずれも、落水を思わせるような水音や悲鳴、助けを求める声は聞いていなかった。</p> <p>船長は、釣り客Bからの知らせで釣り客Aが海上に浮いてい</p>

るのを発見した時刻について、感覚的に11時30分ごろだと記憶していた。

なお、船長及び釣り客Bの聴力に問題はなかった。釣り客Cは、加齢による聴力の低下があった。

釣り客Bは、ふだん遊漁船に乗っている際は、気を付けていないと、立ち上がった際にバランスを崩すかもしれないと常に考えているが、本事故当時は、海も荒れていたため、立ち上がればバランスを崩す可能性がいつも以上にあると感じ、できる限り立たないようにしていた。

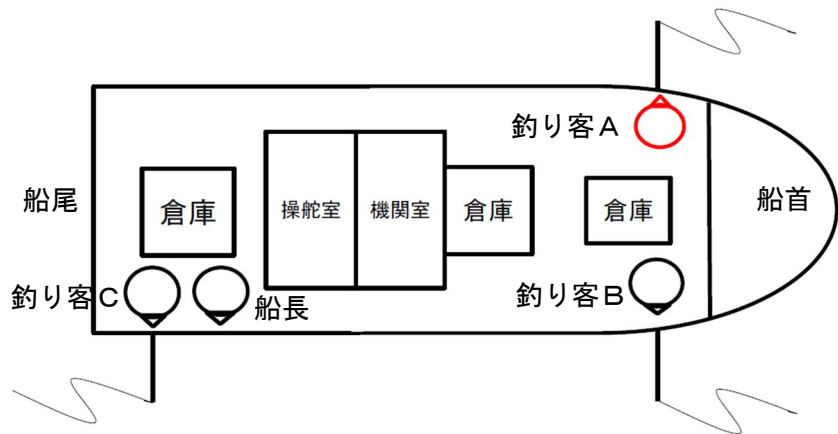


図1 事故当時の船長及び釣り客3人の配置図

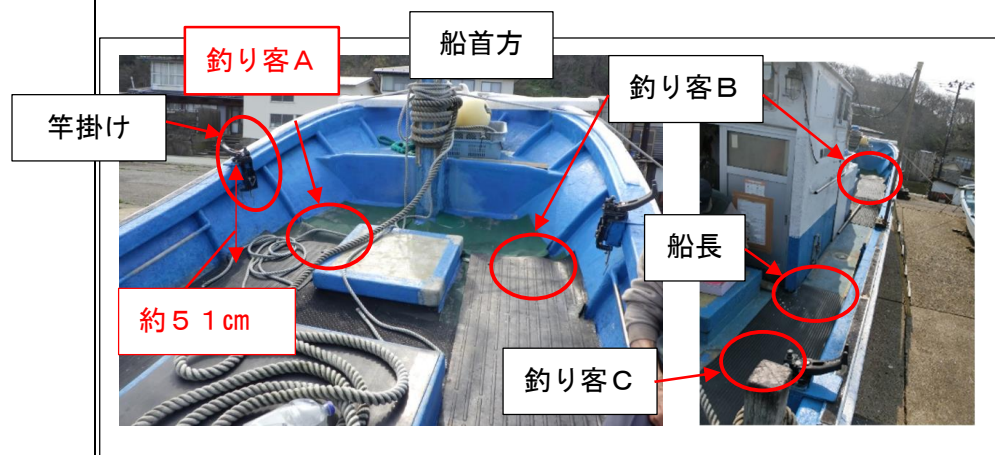


写真3 船長及び釣り客3人の位置

釣り客Aが釣り座を構えた左舷船首部の舷側には、竿掛けが常設されており、本事故当時、釣り客Aの釣り竿が掛けられたままになっていた。竿掛け設置部の甲板上面から舷側頂部までの高さは約51cmであった。

釣り客Aが持参し、本事故当時使用していた椅子は、キャンプや釣りなどの主にアウトドアで使用される座面等が布製の折り畳み式の椅子であり、着座できる状態に広げたときの座面

は、幅約50cm、奥行き約43cmの四角形で、座面の高さが約40cm、両サイドに肘掛けがあり、腰を掛けると尻は深く沈み込む。4本ある各脚先端の接地面には、滑り止めと思われるゴム製の板が取り付けられていた。(写真4参照)

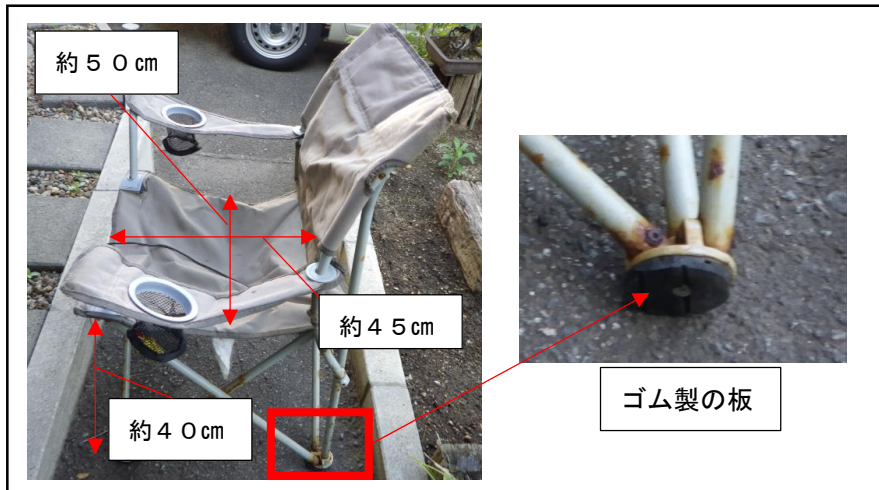


写真4 釣り客Aが使用していた折り畳み式の椅子

② 本船の設備等に関する情報

本船の操舵室舷側甲板の幅が最も狭い箇所は、左右両舷共に、操舵室壁面から舷側までの幅が約40cm、舷側の高さが約37cmで、操舵室の左右外壁面には手すりが設けられていた。(写真5及び写真6参照)

本船にトイレは設置されておらず、乗船者は専ら操舵室の右舷側に設置された、魚群探知機の振動子の取付支柱につかまって、船外に向かって用を足していた。(写真6参照)

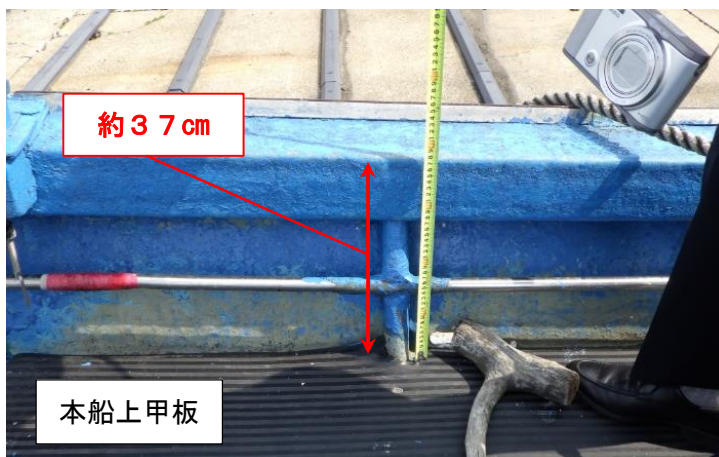


写真5 左舷舷側の高さ

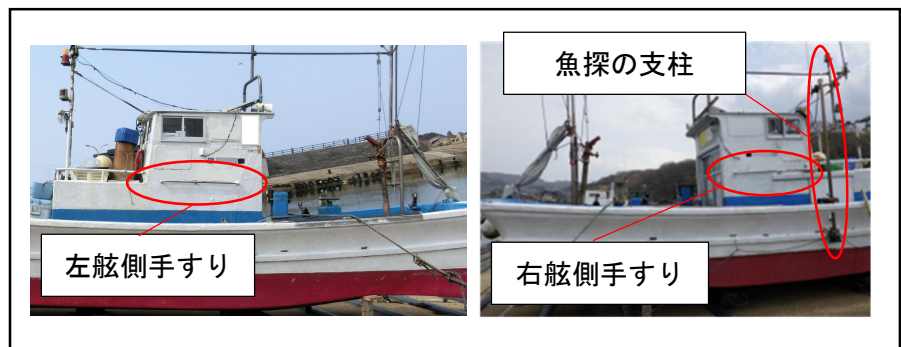


写真6 操舵室左右外壁の手すり及び右舷側に設置されている魚群探知装置の支柱

(3) 釣り客Aの健康状態等に関する情報

釣り客Aの家族の口述によれば、釣り客Aは、60歳ごろに不整脈を発症して以来、心臓ペースメーカーを使用していたが、ふだん「心臓が痛い」とか「調子が悪い」と言うのを聞いたことはなく、日常生活を送る上で特に問題はなかった。不整脈を発症したのと同じころに糖尿病を発症し、以来、毎食事前にインシュリンの自己注射を行っていた。最近10年くらいは、自己管理ができており、低血糖による動悸や意識障害等<sup>どうき</sup>が起きたことはなく、日常生活を送る上で特に問題はなかった。

釣り客Bの口述によれば、釣り客Aが船上で体調不良を訴えるのを聞いたことはないとのことであった。

釣り客Aの家族の口述によれば、釣り客Aは、本事故当日の朝及びその前日も、特に体調が悪い様子はなく、本事故の前夜も、飲酒はしていなかった。また、釣り客Bの口述によれば、釣り客Aは、本事故当日、船内で飲酒はしていなかった。

釣り客Aの心臓ペースメーカーを管理していた病院の医師の口述によれば、釣り客Aは、半年に1回程度通院しており、心臓ペースメーカーは毎回チェックしていたが、致命的な不整脈が起きたような記録はなかった。令和4年11月の検査の際、軽度の心肥大があったことは確認されているが、釣り客Aから心臓の不調に関する相談を受けた記録はなく、心不全で入院したことや心筋梗塞を起こしたことはなかった。

釣り客Aの家族の口述によれば、釣り客Aの身長は約170cm、体重は約70kgであった。

(4) 死因等に関する情報

死体検案書によれば、釣り客Aの直接死因は溺水であった。解剖執刀医の口述によれば、気道内に白色細小泡沫を認めたことなどから、落水した際、釣り客Aは呼吸ができており、心臓は動いていたと思われる。また、釣り客Aの心臓はかなり大きく重く



なっていたので、直接には死因に関係しないが、傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「心肥大」を死体検案書に記載した。心肥大が落水に影響したかどうかは解剖では分からない。釣り客Aが使用していた心臓ペースメーカーに電池切れや性能上の問題はなかった。

(5) 僚船等の救助に関する情報

僚船船長の口述によれば、具体的な時刻は不明だが、僚船に乗船していた釣り客が知人に本事故の発生を電話連絡し、救急への通報を依頼していたことを、後に知った。

消防本部の情報によれば、12時28分、消防に、「70代男性が遊漁船から転落。救助されたかどうかは分からない。」旨の119番通報があった。また、その後「転落者は引き揚げられ、加茂漁港に向かっている」旨の通報があったので、いずれも同一の事案に関する通報と判断し、救急車等を出動させるとともに、12時41分、海上保安部に通報した。

救急車は、12時58分に加茂漁港に到着し、釣り客Aを引き継いで救命処置を行うとともに、男鹿市内の病院に向かい、13時33分に到着、搬送した。

(6) 釣り客Aが着用していた救命胴衣に関する情報

釣り客Aは、オレンジ色のベスト型救命胴衣を持参し、本船乗船時から着用していた。船長の口述によれば、本船の釣り客は常連が多く、ほとんどの釣り客は自前の救命胴衣を持参するが、持参していない釣り客には、本船備付けの国土交通省の型式承認基準に適合した救命胴衣を貸与していた。釣り客が持参した救命胴衣について国土交通省の型式承認基準への適合を毎回確認しているわけではなく、本事故当日も確認はしていなかった。

救助中に脱げた釣り客Aの救命胴衣は、本事故後に回収され、釣り客Aの家族に返却されたが、その後処分されたので、国土交通省の型式承認基準を満たしたものであったか、及び詳細については不明である。

(7) 小型船舶用救命胴衣に関する情報

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）並びに同法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）により、小型船舶操縦者は、小型船舶の暴露甲板に乗船している者に、原則として救命胴衣を着用させる義務がある。ただし、遊漁船業法に定める業務規程を届け出た遊漁船業者が当該規程に従って運航する船舶に乗船している者には、適用されない。

本船の船長が遊漁船業法に基づき秋田県知事に届け出た業務規程には、遊漁船の利用者の安全確保等のため、船長及び業務主任者が遵守すべき事項として、次のとおり定められていた。

	<p>第14条 船長は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、港則法（昭和23年法律第174号）、船舶職員法（昭和26年法律第149号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）および海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。</p> <p>2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、随時、適切な見張りをを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表9に定めるとおりに行動します。</p> <p>別表9 安全の確保のため船長および業務主任者が遵守すべき事項</p> <p>航行中および利用者が水産動植物を採捕している間、船長および業務主任者は以下のとおり行動します。（該当に○）</p> <p>*（○）乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ）を着用します。</p> <p>*（○）利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させます。（以下略）</p> <p>小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）は、第53条において小型船舶用の救命胴衣に関する要件を定めているが、股ひもを備えることは要求されていない。</p> <p>したがって、船長には、乗船者に対し股ひもを備えた救命胴衣を着用させることは義務付けられていなかった。</p> <p>また、当該要件において、体重15kg未満の小児用の救命胴衣については、うつ伏せで浮遊した状態から口元が水面上に出る状態に復正する性能を確認するための復正試験<sup>*1</sup>が要求されているが、体重15kg未満の小児用以外の救命胴衣については、復正試験は求められていない。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>(1) 釣り客Aの死因は、溺水であった。</p> <p>(2) 落水の状況に関する解析</p>

\*1 「復正試験」とは、被験者が、ゆるやかに水をかき（平泳ぎ）、次に最小限の前進行き足をつけてリラックスし、頭を下にし、完全に疲れ切った状態をまねてみて、被験者の口が5秒以内に水面上に出ることを確認する試験のことをいう。

釣り客Bは、海上に人間がうつ伏せの状態で見え、振り向いて後ろを見たところ、釣り客Aがいなくなっていたので、同人が落水したと思い、直ちに船長に知らせていることから、船長は、釣り客Bが釣り客Aの落水に気付いたのとほぼ同じ時刻に、釣り客Aの落水を知ったものと考えられる。

船長は、仕掛けを降ろすよう声を掛けた際に姿を見た以降は、釣り客Aの姿を見ていないこと、釣り客Bが、仕掛けを降ろして5分から10分ほど経過したころ、海上に浮いている釣り客Aを発見し、ほぼ同じ時刻に船長に知らせていること、船長が、釣り客Bの知らせで釣り客Aの落水を知った時刻について11時30分ごろであると記憶していることから、釣り客Aは、11時20分ごろから11時30分ごろまでの間に落水した可能性が考えられる。

本事故当時、釣り客Aが腰を掛けていた椅子は、布製の座面の高さが約40cmで両サイドに肘掛けがあり、腰を掛けると尻が深く沈み込むこと、釣り客Aの釣り座付近の舷側の高さが約51cmであることから、身長約170cmの釣り客Aが椅子に座ったままの状態から舷側を越えて落水する可能性は考えにくいこと、また、本船が本事故発生場所に到着して遊漁を再開して以降、本船の右舷側にいた船長、釣り客B及び釣り客Cが、釣り客Aの姿を見ていないことから、釣り客Aは、本船の左舷側のいずれかの場所で、中腰もしくは立ち上がった状態から舷外に落水した可能性が考えられる。

### (3) 落水の要因に関する解析

#### ① 気象・海象の影響に関する解析

本事故当時、男鹿市に風及び波浪に関する注意報又は警報は発表されておらず、また、救助に向かった舷側の低い船外機船が、本事故発生場所まで航走できていることから、波やうねりは船外機船の航走到に支障があるほどではなかったものと考えられる。

一方で、入道埼灯台における11時25分～11時55分の風速が6.0～7.0m/sであったこと、能代港における11時20分～12時00分の有義波高が0.53～0.56mであったこと、船長が、本事故当時の波は1mぐらいであった旨口述していること、僚船及び救助に向かった瀬渡船が、波の影響で本船に横付けすることができなかったこと、釣り客Bが、海も荒れていたため、船上で立ち上がればバランスを崩す可能性があると感じ、できる限り立たないようにしていた旨口述していることから、本事故当時、本事故発生場所には、波高約0.5～1.0mで、船の横付けが難しい程度の波やうねりがあり、釣り

客が船上で立ち上がることを躊躇する程度の船体動揺があったものと考えられるが、釣り客Aが落水した状況を目撃した者がおらず、船体動揺が落水に関与したかを明らかにすることはできなかった。

② 釣り客Aの健康状態の影響に関する解析

釣り客Aには糖尿病と不整脈の持病があり、また心臓が肥大していたが、糖尿病に関する自己管理ができていたこと、本事故の前日及び当日は飲酒をしておらず、両日とも体調が悪い様子はなかったこと、釣り客Aの心臓ペースメーカーに問題が確認されていないこと、心肥大が落水に影響したかは不明であることから、釣り客Aの健康状態が落水に関与したか否かは不明である。

(4) 本事故発生の状況（まとめ）

本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客A、釣り客B及び釣り客Cを乗せ、令和5年4月2日07時00分ごろ、僚船1隻と共に戸賀港塩戸地区を出港し、男鹿半島西方沖の海域で遊漁を行っていたが、北東風が強まってきたことから、僚船と共に本事故発生場所に移動し、遊漁を再開したものと推定される。

釣り客Aは、本船が本事故発生場所に移動し、遊漁を再開した後、11時20分ごろから11時30分ごろまでの間に、本船の左舷側のいずれかの場所で、船体動揺がある状況下で、中腰もしくは立ち上がった状態から舷外に落水し、溺死した可能性が考えられる。しかし、詳細を明らかにすることはできなかった。

(5) 救助に関する解析

船長は、仕掛けを降ろすよう声を掛けた際、釣り客Aの姿を見ており、その5分～10分後に釣り客Bが、海上にうつ伏せの状態で見え釣り客Aを発見していることから、落水から発見、救助の開始までは最大で10分程度であったと考えられる。

釣り客Aは、落水時は呼吸ができており、心臓は動いていたと認められるが、釣り客Bに発見された際には海上にうつ伏せの状態で見え釣り客Aを発見していることから、落水から発見、救助の開始までは最大で10分程度であったと考えられる。

釣り客Aは、落水時は呼吸ができており、心臓は動いていたと認められるが、釣り客Bに発見された際には海上にうつ伏せの状態で見え釣り客Aを発見していることから、落水から発見、救助の開始までは最大で10分程度であったと考えられる。なお、落水時に、釣り客Aに意識があったか否かは明らかにすることができなかった。

船長は、本船を釣り客Aの風下に移動させ、釣り客B及び釣り客Cと協力して、釣り客Aを左舷船尾側から引き揚げようとしたが、救助に当たった船長、釣り客B及び釣り客Cは、いずれも75歳以上の高齢者であったことから、舷側から身を乗り出し

	<p>て、約70cm下の海面から意識のない成人男性を引き揚げるのは、困難であったと考えられる。</p> <p>(6) 救命胴衣に関する解析</p> <p>釣り客Aは、発見された際、うつ伏せの状態海上に浮いていたことから、釣り客Aが着用していた救命胴衣は成人男性を浮遊させるだけの浮力を有していたものと考えられる。</p> <p>船長は、釣り客Aが着用していた救命胴衣が、国土交通省の型式承認基準を満たしたものであるかを確認しておらず、また、同救命胴衣は、本事故後処分されており、国土交通省の型式承認基準への適合等詳細については不明であることから、同救命胴衣の性能等が釣り客Aの溺水に関与したか否かは明らかにすることができなかった。</p> <p>なお、船長、釣り客B及び釣り客Cの3人が、釣り客Aを左舷船尾部から引き揚げようとしているときに救命胴衣が脱げていることから、釣り客Aの着用していた救命胴衣は、股ひもがなかったか、又は股ひもが十分に締められていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が男鹿市加茂漁港西方沖で遊漁をしながら漂泊中、釣り客Aが落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。釣り客Aは、本船の左舷側のいずれかの場所で、船体動揺がある状況下で、中腰もしくは立ち上がった状態から舷外に落水した可能性が考えられるが、目撃者がおらず、落水した状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>本事故調査の過程において判明した事実から、今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船の船長は、航行中か水産動植物の採捕中かにかかわらず、乗船者の状況を常に監視するなどして、その安全の確保に最大限の注意を払うこと。</li> <li>・遊漁船の船長は、乗船者が持参した救命胴衣が、国土交通省の型式承認基準に適合した小型船舶用救命胴衣であるかを確認し、同基準に適合していないものである場合は、乗船者に対し、船内に備付けの同基準に適合した救命胴衣を着用させること。</li> <li>・遊漁船の乗船者が着用する救命胴衣は、股ひもの付いたものであることが望ましい。</li> <li>・遊漁船の乗船者は、救命胴衣を着用する際、落水時に脱げたりすることがないように、ファスナーなどを確実に締め、締め具を身体に合わせて調整し、適切に着用すること。股ひもを有している場合は、必ず股ひもを使用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

